

国からの権限・事務委譲について

1 国の出先機関の見直し（事務・権限の見直し、組織の見直し）について

（地方分権改革推進委員会の勧告）

- ・ 国の出先機関の見直しに関しては、地方分権改革推進委員会の第2次勧告（平成20年12月）において、出先機関の事務・権限の見直しと、それに応じた組織の見直しについて勧告を行っている。

○事務・権限の見直し

- ・ 廃止（民営化、独立行政法人化を含む）を検討するもの
- ・ 地方への移譲を検討するもの などに仕分け

○組織の見直し

- ・ 府省を超えた総合的な出先機関への統廃合（地方振興局、地方工務局）
 - ・ 同一府省における出先機関への統廃合（ブロック単位機関） など
- 〔 地方運輸局～事務・権限を見直して、地方振興局（仮称）に統合
法務局 ～組織・定員をスリム化して、存続 〕

（地域主権戦略会議での検討）

- ・ 新政権では、地域のことは地域に住む住民が決める「地域主権」を確立するため、内閣総理大臣を議長とする「地域主権戦略会議」を平成21年11月に設置。
- ・ 地域主権戦略会議で示された「地域主権戦略の工程表（原口プラン）」では、国の出先機関の改革について、本年夏までに基本的な考え方を取りまとめることとしている。
- ・ 戦略会議では、北川正恭・早稲田大学大学院教授が担当主査となり、本年夏に向けて精力的に検討を進めることとしている。

出先機関改革の検討課題

- 改革にとりくむ基本姿勢～ねらいや意図の明確化、実効性の確保
- 改革の枠組み～改革の対象範囲、国と地方の役割分担の考え方、事務・権限の取扱い、財源・人員の取扱い、受け皿のあり方

（全国知事会での検討）

- ・ 全国知事会では、平成21年11月に「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」（リーダー・上田清司埼玉県知事）を設置し、国の出先機関の原則廃止に向けた検討を進めており、平成22年3月には、「中間報告」を取りまとめた。

- ・ 検討方針 国の出先機関の原則廃止に向けて具体的に仕分け、提言
国に残すべき事務は、その性質上国が真に担うべき事務に限定
地方移管後の事務の実施体制を具体的に提言
- ・ 検討対象 8府省15系統の出先機関
- ・ 事務・権限の仕分け
～地方移管する事務、廃止・民営化する事務、国に残す事務に仕分け
（例）地方運輸局～JR・外国船舶以外、地方移管または廃止・民営化
法務局 ～訴訟・総合法律支援以外、地方移管または廃止・民営化
- ・ 最終報告に向けた検討課題
～受入体制、国からの地方への財源移譲、人材移管など

- ・ 最終報告は本年夏までに取りまとめ、「地域主権戦略会議」に提言していく予定。

課題別担当主査の指名について（案）

平成22年3月3日
地域主権戦略会議

【趣旨】

地域主権戦略会議の議論を円滑かつ迅速に進めるため、地域主権改革に資する各種検討課題のうち、特に喫緊かつ重要と考えられるものについて担当の主査を指名し、各課題の論点を抽出・整理することとしたい。

※地域主権戦略会議の場で、引き続き実質的な議論を行う。

【検討課題と担当主査】

検討課題	担当主査候補	備考
〔義務付け・枠付け等〕 義務付け・枠付けの見直し	小早川教授	・ 地方政府基本法（地方自治法の抜本見直し）について地方行財政検討会議と連携
〔基礎自治体等〕 基礎自治体への権限移譲	前田理事長	・ 緑の分権改革について緑の分権改革推進本部と連携
〔一括交付金化等〕 ひもつき補助金の一括交付金化	神野教授	・ 直轄事業負担金について関係政務官WTと連携
〔出先機関等〕 出先機関の抜本的改革	北川教授	・ 行政刷新会議との役割を調整 ・ 自治体間連携

【運営方針】

- ・ 地域主権戦略会議の有識者構成員の中から、課題別担当主査を選定
- ・ 検討協力者の人選を含め、運営方法については、各担当主査が検討
- ・ 検討内容を整理し、地域主権戦略会議に資料として提出

出先機関の抜本的改革に向けた当面の検討の進め方（案）

	担当主査	地域主権戦略会議
3月	<ul style="list-style-type: none"> 出先機関改革の基本的考え方の検討に向けた論点整理① 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">3日 第2回戦略会議</div> <ul style="list-style-type: none"> 今後の進め方 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">戦略会議</div>
4月	<ul style="list-style-type: none"> 基本的考え方の検討に向けた論点整理② 基本的考え方の検討に向けた論点整理③ 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">戦略会議</div> <ul style="list-style-type: none"> 論点の報告+意見交換
5月	<ul style="list-style-type: none"> 出先機関改革の基本的考え方について（本会議の意見も踏まえた論点整理と骨子） 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">戦略会議</div> <ul style="list-style-type: none"> 出先機関改革の集中審議（基本的考え方の論点整理） 地域主権戦略大綱について（骨子）
6月	<ul style="list-style-type: none"> 出先機関改革の基本的考え方について（素案） 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">戦略会議</div> <ul style="list-style-type: none"> 地域主権戦略大綱について（素案）
	<ul style="list-style-type: none"> 出先機関改革の基本的考え方について（原案） 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">戦略会議</div> <ul style="list-style-type: none"> 地域主権戦略大綱について（原案）

（注）上記はイメージであり、今後の進展により変更があり得る。

出先機関改革の検討課題（案）

◇ 改革に取り組む基本姿勢

○ ねらいや意図の明確化

（例えば・住民・国民にとっての最適化
・国と地方を通じた政策展開の最適化
・ガバナンスの確保）

○ 実効性の確保

（可能なところから柔軟な取組み）

※ 行政刷新会議との役割の調整・連携

◇ 改革の枠組み

○ 改革の対象範囲と国と地方の役割分担の考え方

○ 個々の事務・権限の取扱い

○ 財源・人員の取扱い

○ 受皿の在り方

（域外権限の付与
自治体間連携の自発的形成）

○ 柔軟な取組みの在り方

○ 改革のスケジュール

◇ その他

ポストバスについて

1 ポストバスとは

- ・ スイスやイギリスでは、郵便集配車に旅客を乗せて運送する、いわゆる「ポストバス」が運行している。
- ・ スイスでは、かつての郵便馬車から発祥したポストバスが山岳地帯を運行しており、観光ルートにも組み込まれている。電信電話部門の民営化後も、郵便事業とポストバスの運行は政府（郵政省）の管轄として残っているとのこと。
- ・ イギリスでは、地方自治体がバス運行に対する補助金額を入札にかけ、最低価格を落札した企業が事業を実施する制度（補助金入札制）を導入しており、郵便事業を行う公営企業が落札して、郵便集配車で旅客輸送している例が多いとのことである。

2 貨物と旅客の混合輸送について

- ・ 道路運送法では、有償で旅客の運送を行う場合は、国土交通大臣から一般旅客自動車運送業の許可を受けなければならない。無許可車両による有償旅客運送は認められていない。
- ・ 貨物自動車運送事業では、災害のため緊急を要するなどやむを得ない場合を除いて、有償で旅客の運送してはならないとされている。
- ・ 従って、自動車運送業については、安全確保上の問題等から、法律上、有償での旅客運送と貨物運送とを分けており、貨物と旅客の混合輸送は認められていない。
- ・ ただし、道路運送法第82条において、一般乗合旅客自動車運送事業者は、旅客の運送に付随して、少量の郵便物、新聞紙その他の貨物を運送することができるとされている。
- ・ 例えば、路線バスに郵便物や小荷物などの運送を託すことは可能であり、実際に道外では、廃止路線代替バスの運営を受託した事業者が、宅配便の集荷等を行っている事例がある。

3 郵便物の輸送について

- ・ 郵便物の輸送については、郵便物運送委託法により、貨物自動車運送事業者、鉄道事業者等に委託することができるとされている。
- ・ ただし、郵便物運送委託法第14条により、専ら郵便物の運送等に現に使用している車両等に、郵便取扱員及び郵便事業株式会社の発行する証明書を所持する者以外の者を乗せてはならないとされている。

■道路運送法（昭和二十六年六月一日法律第百八十三号）

（一般旅客自動車運送業の許可）

第四条 一般旅客自動車運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

（有償運送）

第七十八条 自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

- 一 災害のため緊急を要するとき。
- 二 市町村（特別区を含む。）、特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により一の市町村の区域内の住民の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。
- 三 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

（郵便物等の運送）

第八十二条 一般乗合旅客自動車運送事業者は、旅客の運送に付随して、少量の郵便物、新聞紙その他の貨物を運送することができる。

（有償旅客運送の禁止）

第八十三条 貨物自動車運送事業を經營する者は、有償で旅客の運送をしてはならない。ただし、災害のため緊急を要するときその他やむを得ない事由がある場合であつて国土交通大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

■郵便物運送委託法（昭和二十四年十二月二十六日法律第二百八十四号）

（趣旨）

第一条 この法律は、郵便事業株式会社（以下「会社」という。）が郵便物の取集、運送及び配達（以下「運送等」という。）を運送業者等に委託する場合に関し必要な事項を定めるものとする。

（郵便物の運送等の委託）

第二条 会社は、この法律の定めるところに従い、郵便物の運送等を委託することができる。

（郵便船車室等の使用制限）

第十四条 何人も、専ら郵便物の運送等に現に使用している車両、船舶若しくは馬匹又は車室若しくは船室に、郵便物、現に郵便物運送の用に供する物、郵便取扱員及び会社の発行する職務を行うための証明書を所持する者以外の者又は物を乗せてはならない。ただし、当該運送業者がその職員をして職務を行わせるため乗せる場合は、この限りでない。

(国土交通省「地域交通ガイド」vol.1(1998)より)

II. 中山間地域における交通サービス活性化事例

これまでみてきたように、中山間地域における交通は厳しい局面に立たされていますが、関係者の工夫により、地域交通を守るための取組が実を結んでいる地域も少なからずあります。こうした事例をみることにより、地域交通の維持方策の手がかりを探ることとします。

1. 国内事例

①山梨県中富町の場合

中富町は、甲府駅から電車で1時間、そこからバスで15分の山間の町です。この町の交通の特徴は、「町有バス」による交通サービスの提供です。

この町有バスは、集落と学校や病院、役場を巡回するもので、本来的に、患者、学生の輸送を目的としており料金は無料。一般の人でも利用することができます。以前、中富町では、乗合バスの他に、児童・生徒が通学するためのスクールバスや、病院へ通う患者のための通院バスなど、町が目的に応じた交通サービスを提供していましたが、「町有バス」の誕生により、このバス1台でこれらすべての役を担うこととしました。

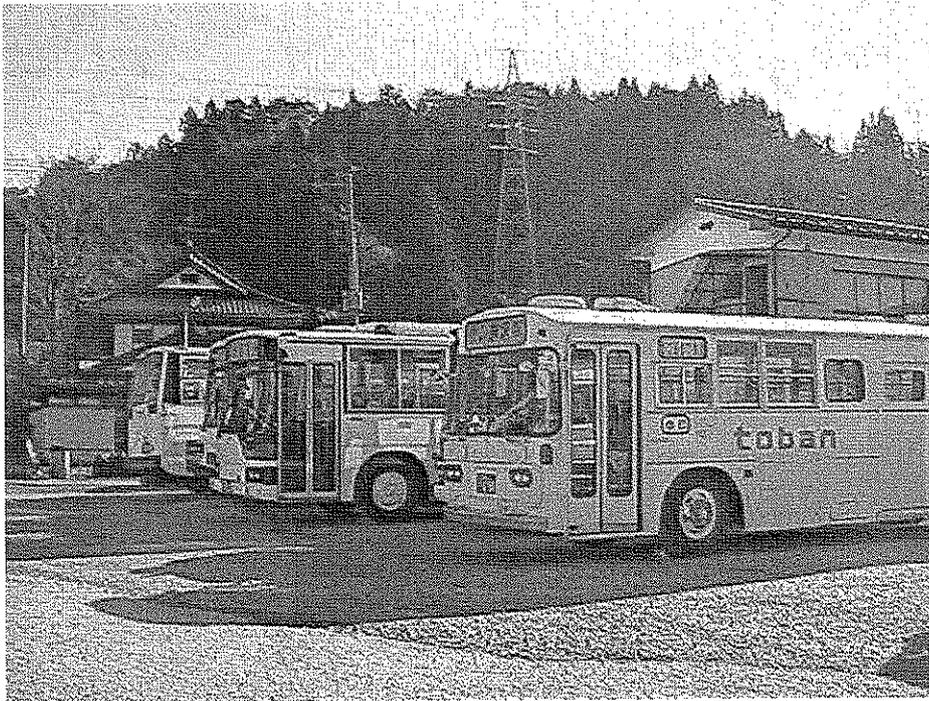


②岩手県東山町

1台で何役もこなしてしまうバスは、岩手県東山町にもみられます。東山町では、東磐交通が、町から委託をうけて、「廃止路線代替バス」を運行していますが、このバスを活かした注目すべき取組を進めています。東磐交通は、廃止路線代替バスの他に、町内のある企業から委託を受けて、従業員の送迎バスを運行していました。そして、この2つがほとんど同じルートを走っていることに着目し、企業の協力を得て、従業員に通勤定期を利用してもらう形をとり、その企業送迎バスと廃止路線代替バスを一本化しました。

また、町内の一部では、病院や在宅福祉施設などへ向かう高齢者に、週2回、いわゆる「福祉バス」と呼ばれる交通サービスが提供されていましたが、やはり、廃止路線代替バスのルートとかなり重複していました。そこで、週2回、従来の福祉バスのルートを、廃止路線代替バスが迂回して運行する方法に切り替えたのです。同じように、スクールバスの一部についても、廃止路線代替バスへ取り込んでいます。

さらに、運転手は路線バスの運行時には、宅配便の集荷も受け付けています。まさに、何でもこなすバスの好事例です。



2. 海外事例

海外においても、多機能のバスやバスとタクシーの中間形態の輸送サービスなど、先進的な取組がみられます。我が国にそのまま

適用できるわけではありませんが、その考え方は大いに参考になります。

①ポストバス(英)

イギリスのポストバスは、郵便集配車が、高齢者や障害者を乗せて、集落と地方都市との間を輸送するバスで、郵便集配と住民輸送という2つのサービスを1台のバスで一度に提供する交通サービスです。



イギリスでは、10数年前、バス事業の規制緩和が実施され、路線への参入・撤退が自由化されました。しかし、事業の採算性のとれない過疎地域では、赤字路線から、民間バス事業者が撤退し、交通サービスが提供されなくなる可能性がありました。そこで、こうした地域のバス路線を維持するために「補助金入札制」が導入されました。補助金入札制では、まず、自治体が、運行補助を行う路線を決定し、その路線に対する運賃や運行頻度などのサービス内容を提示します。そして、このサービスの提供に対する自治体からの補助金額を入札にかけ、原則として、最低価格を提示した応募企業が落札します。

補助金入札制の応募は、民間企業のみならず、郵便事業を行う「ロイヤルメール」などの公営企業にも認められています。ロイヤルメールは、イギリス各地で、郵便集配車を運行しているため、それに人を乗せれば、他の事業者に比べて、低コストで輸送サービスを提供することが可能です。実際、ロイヤルメールが落札する例も多く、ポストバスは地域交通の担い手として重要な役割を果たしています。郵便集配車が旅客輸送を行うことは我が国では認められていませんが、補助金入札制による効率的な地域交通サービスの提供や、1台2役という形態についての考え方は、我が国でも参考になると考えられます。

国庫補助を受けた公共施設の転用について

1 国庫補助対象施設の転用等の弾力化について

- 国庫補助を受けた施設の転用などに関しては、補助金等適正化法により、各省庁の承認を受けることとしており、その特例として、政令により、各省庁が定める期間を経過した場合はこの限りではないとしている。

■補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

第二十二條 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

■補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令

第十四條 法第二十二條ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 補助事業者等が法第七条第二項の規定による条件に基き補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合
- 二 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合

- しかし、各省庁において取扱いにばらつきがあったり、用途や相手先が強く制限されているなど、改善を求める声が地方から強く上がっていたことから、国においては、地方分権改革推進委員会が平成20年5月に提出した第1次勧告を受けて、政府の対処方針である地方分権改革推進要綱（平成20年6月決定）において、次のとおり定め、承認基準の弾力化措置を平成20年中に各省庁において進めることにした。

10年を経過した地方公共団体所有の補助対象財産については、原則、報告等で国の承認があったものとみなし、用途・譲渡先を問わず、有償譲渡の場合を除き、国庫納付も求めない。

(10年を経過した補助対象施設)

- 10年を経過した国庫補助を受けた公共施設については、転用・譲渡等が可能となり、有償譲渡の場合を除き、補助金返還も求められない。

(10年未満である補助対象施設)

- 10年未満である補助対象財産であっても、以下の場合は、転用・譲渡等が可能となり、有償譲渡の場合を除き、補助金返還も求められない。

① 市町村合併に伴う財産処分（合併市町村基本計画に基づいて行われるもの）

② 地域再生法に基づいて市町村が策定する「地域再生計画」に「補助対象施設の有効活用」について登載し、内閣総理大臣の認定を受けたもの

（H22.3 現在、道内 52 市町村で「地域再生計画」が認定。うち 16 市町村で「補助対象施設の有効活用」を登載）

(有償譲渡又は有償貸付の場合)

- 有償譲渡又は有償貸付の場合は、残存年数（処分制限年数から経過年数を差し引いた年数）に応じた補助金相当額を国庫に納付することが求められる。

- ※ 総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（H20年4月30日）
厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について（H20年4月17日）
文部科学省一般会計補助金等に係る財産処分承認基準について（H20年6月16日）など

「補助対象施設の転用等の弾力化」に関するリーフレットの作成について

各府省において、現在、補助対象施設の転用手続きについて、弾力化が進められており、内閣府規制改革推進室では、地域活性化の推進の観点から、この制度改正の内容について、市町村をはじめとする関係者に広く知っていただくべく、リーフレットを作成しました。

1. 趣旨

急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化、市町村合併など社会情勢が大きく変化しつつある中、有効活用されずにいる施設等を本来の用途以外にも使えるようにすることは、地域の創意工夫や既存ストックの効率的な活用を促すこととなり、地域の活性化にとって重要な役割を果たすものと考えております。

現在、関係府省において、「10年経過した地方公共団体所有の補助対象財産については、原則、報告等で国の承認があったものとみなし、用途・譲渡先を問わず、国庫納付も求めない」ようにする、承認基準の弾力化措置が進められており、平成 20 年度内には各府省の承認基準が整備される予定です。

「補助対象財産の転用等の弾力化」については、規制改革会議において、これまで運用改善への働きかけを行うとともに、「規制改革推進のための第 3 次答申（平成 20 年 12 月 22 日規制改革会議）」において、各府省において十分な情報提供・周知が行われるよう働きかけを行ってきました。

こうした中で、規制改革会議の事務局である内閣府規制改革推進室においても、広く地方自治体をはじめとする皆様に制度改正の内容を知っていただきたく、このたび別紙のPR用リーフレットを作成しました。

2. リーフレットの配布方法

このリーフレットは、機会を捉えて市町村等へ配布するなど、広く関係する皆様に情報提供を行う予定です。また、内閣府規制改革推進室のホームページにも掲載を予定しています。

(HP アドレス) <http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/index.html>

お問い合わせ先：
内閣府規制改革推進室
担当者：岡村、小椋
電話：03-5501-2826、2830

補助対象施設の転用等について 更なる弾力化が図られる！ 平成20年度内に、各府省の承認 基準が整備されます！

ポイント

- 1) 10年経過した地方公共団体所有の補助対象財産については、原則、報告等で国の承認があったものとみなし、用途・譲渡先を問わず、国庫納付も求められません。
- 2) 10年経過前でも、市町村合併や地域再生等の施策に伴う場合、1)と同様の扱いに。

注1) 有償の譲渡・貸付の場合は、国庫納付を求められることがあります。

注2) 第3セクターなど地方公共団体以外の者の補助対象財産についても、趣旨を踏まえ、適切に対処することとなっています。

→なお、詳しい承認基準等は、当該施設を所管する各省庁の通知等でご確認ください。

(参考):各府省の問い合わせ先

内閣府 大臣官房会計課(予算執行係)	03-5253-2111(内線82310) 03-3581-0945(直)	農林水産省 大臣官房経理課	03-3591-9777
総務省 大臣官房会計課	03-5253-5124	経済産業省 大臣官房会計課	03-3501-1614
文部科学省 大臣官房会計課	03-6734-2993	国土交通省 大臣官房会計課	03-5253-8111 (内線21664)
厚生労働省 大臣官房会計課	(承認基準の内容)厚労省HP→ ヒックス一覧→会計課 03-3595-2084	防衛省 地方協力局	03-3268-3111 (内線36329、36331)

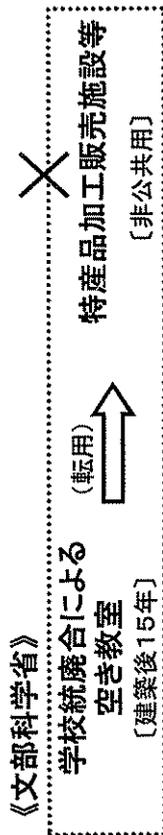
※なお、個別事案に関する御相談は、各府省の補助金の交付申請手続き等を行った部署までお願い致します。

<本件担当> 内閣府規制改革推進室(03-5501-2826、2830)

従来の問題点

- ① 財産処分の際に、国庫納付を求められたり、転用・譲渡などの用途・相手先に制限があった。
- ② 各府省の承認基準や手続にばらつきがあった。

(例)



弾力化の効果

- ① 既存施設の有効活用がしやすくなり、地域活性化に寄与。
- ② 承認基準の明確化・手続の簡素化
(包括承認制度を導入)



・観光振興による地域づくり
・若年層の流出等による農林水産業をはじめとした担い手不足
⇒行政需要の変化にかんがみ、国庫納付(返還)不要で転用可に。

＜補助金等適正化中央連絡会議＞補助金等適正化法第二十三条の規定に基づく各省各庁の長の承認について

地方公共団体が、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産(以下「補助対象財産」という。)を、財産処分(補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊すこと等をいう。以下同じ。)する場合は、補助金等適正化法第二十三条の規定に基づき各省各庁の長の承認は、下記により行うこととする。

なお、地方公共団体以外の者の補助対象財産についても、下記の趣旨を踏まえて、適切に対処すること。

各省各庁は、補助対象財産の財産処分の承認基準をできるだけ具体的で分かりやすい形で定めるとともに、地方公共団体及び地方支分部局に対する周知・情報提供を確実に実施すること。

記

- 一 近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、又既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、概ね十年経過した補助対象財産については、補助目的を達成したものとみなす。当該財産処分の承認については、原則、報告等をもって国の承認があったものとみなす制度(包括承認制)を手続の簡素化の観点から導入するとともに、承認の際、用途や譲渡先等について差別的な取扱いをしないこと及び国庫納付を求めないこととする。なお、補助目的の達成や補助対象財産の適正な使用を確保する観点から、有償の譲渡・貸付の場合に国庫納付を求めると、当該補助対象財産に係る行政需要への対応状況の提出を求めると、必要最小限の条件を付することができるものとする。
- 二 概ね十年経過前であっても、災害による損壊等、補助事業者等の責に帰することのできない事由による財産処分や、市町村合併、地域再生等の施策に伴う財産処分については、一と同様とする。

* 資料作成：内閣府規制改革推進室

地域通貨を利用した社会福祉に係る給付について

1 日本の通貨について

- 我が国の通貨制度は、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律により、通貨の単位を「円」とし、通貨は、政府の発行する貨幣及び日本銀行が発行する日本銀行券と定められており（法定通貨）、貨幣の製造及び発行の権限は政府に属するとされている。

■通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六十二年六月一日法律第四十二号）

第二条 通貨の額面価格の単位は円とし、その額面価格は一円の整数倍とする。

3 第一項に規定する通貨とは、貨幣及び日本銀行法第四十六条第一項の規定により日本銀行が発行する銀行券をいう。

第四条 貨幣の製造及び発行の権能は、政府に属する。

第五条 貨幣の種類は、五百円、百円、五十円、十円、五円及び一円の六種類とする。

■日本銀行法（昭和十七年法律第六十七号）

第四十六条 日本銀行は、銀行券を発行する。

2 前項の規定により日本銀行が発行する銀行券（以下「日本銀行券」という。）は、法貨とし

- 一方、「地域通貨」とは、明確な法的な定義はないが、「特定の地域やコミュニティの中で流通する価値の媒体」であり、法定通貨のように「どこでも」「何とでも」交換できるという汎用性を持たない一方、ボランティアや地域活動など、法定通貨では表現することが難しい価値を「可視化」して、そうした価値の流通や交換を促進する効果があるといわれている。

2 生活保護法に基づく金銭給付について

- 生活保護法に基づく生活保護制度のうち、生活扶助や住宅扶助は、法定通貨による金銭給付を原則とし、医療扶助や介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付を原則とするなど、保護の種類に応じて保護の方法が定められている。
- 生活扶助に係る金銭給付は、世帯の収入と厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費とを比較して、収入が最低生活費に満たない場合に、最低生活費から収入を差し引いた額を保護費として金銭で支給される。

■生活保護法（昭和二十五年五月四日法律第百四十四号）

第六条

4 この法律において「金銭給付」とは、金銭の給与又は貸与によつて、保護を行うことをいう。

5 この法律において「現物給付」とは、物品の給与又は貸与、医療の給付、役務の提供その他金銭給付以外の方法で保護を行うことをいう。

第三十一条 生活扶助は、金銭給付によつて行うものとする。（以下、略）

第三十三条 住宅扶助は、金銭給付によつて行うものとする。（以下、略）

第三十四条 医療扶助は、現物給付によつて行うものとする。（以下、略）

第三十四条の二 介護扶助は、現物給付によつて行うものとする。（以下、略）